

令和6年度越谷市登録要約筆記者認定試験 筆記試験問題

I. 次の文章は、地域福祉と越谷市の状況について説明しています。()に当てはまるものを
□から選んで番号を書きなさい。

住み慣れた地域で、誰もが自分らしく日常生活を送れるよう、市、地域住民、事業者など、あらゆる人、団体が協力、連携し合うことを地域福祉と言います。

地域福祉を推進するためには、自分の能力・収入で生活する「(1)」、近隣の助け合い、ボランティア、NPOなどによる住民同士の助け合いである「(2)」、医療保険や介護保険などの制度化された相互扶助による助け合いである「(3)」、行政の責任による公的支援である「(4)」の4つが互いに連携することが必要であると言われています。

越谷市では、さまざまな課題に対応するため、高齢・介護・障がい・子育てなど、分野別の相談窓口を各地域に設置しています。特に障がいに関する相談として、障害福祉課のほか、市内4ヶ所に設置されている(5)があります。

- | | | | |
|------|------|--------------|------------------|
| ① 内助 | ② 公助 | ③ 地域包括支援センター | ④ 障害者等基幹相談支援センター |
| ⑤ 自助 | ⑥ 共助 | ⑦ 援助 | ⑧ 生活自立相談よりそい |
| ⑨ 扶助 | ⑩ 互助 | | |

II. 次の文章は、中途失聴・難聴者が利用できる福祉サービスに関する事柄について説明しています。
()にあてはまる語を書きなさい。

障害者総合支援法による支援は、大きく分けて市町村の実施する(1)と都道府県と市町村が実施する(2)の2つがあります。

(1)のうち補装具給付事業は、聴覚障がいにより身体障害者手帳を保持する方が、市町村に申請し、所得等の審査により、制限の範囲内で補聴器購入時等の補助が受けられます。

(2)には、「理解促進研修・啓発事業」、「(3)給付等事業」、「(4)事業」等があります。(3)給付等事業では、聴覚に障がいのある方を対象とする、聴覚障害者用通信装置等の給付を行っています。

(4)事業は、市町村・都道府県の要約筆記者の派遣が(5)事業として定められており、越谷市でも手話通訳者・要約筆記者の養成事業・派遣事業を実施しています。

Ⅲ. 下の文を読み、正しいものには○、間違っているものには×を書きなさい。

1. 日本語の単語を文法上の性質やはたらきによって分類したものを品詞と言います。話しことばに多く使われる品詞に、副詞があります。これは話し手の置かれた環境を表すものです。
2. 身体障害者福祉法に定められた聴覚障害者情報提供施設は、各都道府県、政令都市に一つ設置することとされ、その業務の一つに手話・字幕付き聴覚障がい者用ビデオの製作及び貸出があります。
3. 人の耳の器官の一つ、耳小骨は音を感じる器官で、中は内耳液で満たされています。蝸牛を通じて伝わった振動が内耳液に波を生じさせ、それを有毛細胞が感知して電気信号に変換します。
4. 厚生労働省の調査によると、聴覚に障がいのある方は、他の障がいと比較し雇用率は良好です。しかし、職場でのコミュニケーションの難しさなどから退職・転職率が高く、昇進も少ない状況にあります。
5. 要約筆記者の養成・派遣事業は、全国的に見ると「障害者社会参加促進事業」という位置づけであるため、越谷市のように意思疎通支援事業に組み込み、派遣を行う市町村はまだまだ少ないのが現状です。

Ⅳ. 次の各文の _____ 部分を漢字に直しなさい。4、5は、送り仮名も書きなさい。

1. 社長にジカダンパンした
2. ダンカイの世代が全員、今年75歳以上を迎える
3. 警官はイジョウを発見した
4. 店員が新製品をススメル
5. 水深をハカル

Ⅴ. 次の意味に合う慣用句を の中から選んで番号を書きなさい。

1. 気持ちを引き締め、真面目に取り組むこと
2. 最終宣告をし、諦めさせること
3. 思いの外に知識や能力が高く、油断ならないこと
4. 従来の考えや意見に、新たに問題を投げかけること
5. 相手を出し抜きあつと言わせること

- | | | | | |
|------------|---------|---------|----------|----------|
| ① 野次を飛ばす | ② 鼻を明かす | ③ 後を引く | ④ 隅に置けない | ⑤ 一石を投じる |
| ⑥ 大風呂敷を広げる | ⑦ 荷が重い | ⑧ 鼻に掛ける | ⑨ 引導を渡す | ⑩ 襟を正す |

VI 下記の事例を読んで、問題点とそれに対してあなたが登録要約筆記者として派遣されたらどのように対応するか、それぞれ簡潔に書きなさい。

- ・要約筆記派遣の申請者は、難聴者 A さん 70 歳。整形外科受診の場面です。
- ・この日、私は A さんの通う整形外科に要約筆記者として初めて派遣されました。A さんとは待合室で会い、毎月の定期受診の経過と、当日は検査を受ける予定であることを聞きました。検査室では、A さんの隣で書き始めましたが、体を動かしながらの検査であったため、A さんの動きに合わせて移動しながら書いていました。しかし、検査担当のスタッフから、「検査の邪魔になる、大きな声で話すから部屋の隅で待っていて」と言われ、困惑する A さんには何も伝えることができず、そのまま私は部屋の隅へ移動しました。A さんの聞こえの具合から、大きな声で話しても聞き取れないだろうと思い、「腕を回す動きは痛いですか」、「足を真っ直ぐ伸ばせますか」など検査技師が話しているのを聞こえる範囲で、内容を書いておきながら待っていました。検査終了後、A さんに書いた内容を見せると、やはり説明は聞こえていなかったようで、何を尋ねられていたのかよく分かったと、とても感謝されました。

令和6年度 登録要約筆記者認定試験
筆記試験解答

	受験 No.	氏名	点 (合 ・ 否)			
	1	2	3	4	5	点数
I	⑤	⑩	⑥	②	④	2 点 × 5
II	自立支援給付	地域生活支援事業	日常生活用具	意思疎通支援	必須	2 点 × 5
III	×	○	×	○	×	2 点 × 5
IV	直談判	団塊	異状	薦める	測る	1 点 × 5
V	⑩	⑨	④	⑤	②	1 点 × 5
VI	〈問題点〉 要約筆記者が、検査中のスタッフの話を <u>即時に伝えなかった点</u> (後から伝えている点)					5 点
	〈対 応〉 要約筆記はコミュニケーションが発生したと同時にその情報が保障されなくてはならない。スタッフの邪魔にならず、かつ A さんに情報を伝えられる位置を考えて確認をするなど、要約筆記を行う環境を整えて業務にあたる。					5 点